

ANALYSE ET COMMENTAIRE DE TEXTES OU DOCUMENTS EN JAPONAIS

Durée: 6 heures

Analysez et commentez, **en japonais**, les deux documents suivants :

DOCUMENT 1

譲憲の理由

68

湾岸戦争以来、日本国で改憲論議がさかんである。改憲の内容は、主として、国際紛争を解決するために武力を用いることを禁じた憲法第九条を改めて、自衛隊の海外派兵を可能にしようというものである。その議論は私を説得しない。私は第九条を改めない方がよからうと考える。その理由はおよそ次の通りである。

第一、「地には平和を」。

武器の破壊力は絶えず増大し、戦争の被害はかぎりなく拡がつてゆくから、もし人間社会が生きのびるとなれば、いつかは戦争をやめなければならず、いつかは世界連邦政府を成立させなければならない。それが遠い将来を望んでの大きな理想である。その遠大な理想へ向つての曲折にみちた人類の歩みにおいて、一步を先んじたのが、日本国憲法の理想主義であろう。

一国民の誇りの根柢は、単にその現状（たとえば物質的豊かさ）によるばかりでなく、またみずから信じる価値、すなわちその理想による。日本国はもはや「神国」ではない。たとえかつて

のように「神国」を誇らうとしても、日本のカミは日本国外のどこでもカミではない。もし日本国民が国際社会で通用し得る普遍的な理想をもつとなれば、憲法の平和主義の他にはないだらう。長期的にみて望ましいのは、日本国改憲ではなくて、まだ第九条をもたらす国々の改憲である。

第二、「押しつけ」論の破産。

「押しつけられた憲法は、改めるべし」という議論の流行したことがある。しかし日本国民の立場からみれば、現行憲法が占領軍から押しつけられたように、明治憲法も国民が選挙したのではない官僚政府から押しつけられたものである。一方は米国憲法を、他方は帝政ドイツ憲法を範とした。「押しつけ」に大きなちがいはない。それを改めるべきか否かは「押しつけ」の事実によらず、その内容と歴史によるだらう。しかるに日本国憲法の内容は、国民を主権者として、その権利を拡大したものである。国民がみずから権利を、「押しつけ」られたものだから、進んで縮小したいといふのは、ほんとう意味をなさない。大日本帝国憲法が有効であったのは、五十六年間。日本国憲法が有効であったのは四十七年間（一九九三年現在）。一方が伝統ならば、他方もすでに伝統である。国民生活に浸透した政治的伝統は、それがあきらかに破滅的な結果（たとえば十五年戦争）に至るものでないが故に、みだりに改変を計るべきものではない。

第三、「国際貢献」の倒錯。

今日の世界には、このまま放置すれば人類の将来を脅かすだろう大きな問題がいくつがある。たとえば環境破壊・人口爆発・南北格差・民族主義紛争など。どの問題の解決にも国際的協力の

69 譲憲の理由

必要なことはいうまでもない。同時に、どの問題も軍事力によっては解決されない。民族主義紛争が武力衝突に発展すれば、停戦を実現または保証するために国際的な武力行使が必要な場合もあり得るだろう。しかしその場合にさえも軍事的手段は当座の応急処置にすぎず、紛争の原因を除くためには役だたない。一般に必要な国際協力は軍事的協力ではない。

そもそも国際貢献の話を軍事的協力からはじめるのは、本末転倒である。まず解決すべき問題を列挙し、それぞれの問題について複数の解決法の優先順位を論じ、遂に武力介入を考慮せざるを得ないときに至つて初めて初めて軍事的な国際貢献を考えるのが、事の正當な順序である。いきなり国際貢献即軍事貢献といふ話から改憲論へ向うのは、政治的偏諧症ともいふ他はない。

国連はもちろん世界政府ではない。今までのところ国連の意志決定は、主として加盟国間の力関係による。南北では北の意志通り、北側では超大国の意志が通る。国連の決定は必ずしも国際社会の総意を反映しない。そこで日本国の課題の第一は、国連を真に国際化するための努力であり、具体的な決定についての賛否をあきらかにすることであつて、その後に初めて、課題の第二、国連の決定にどう協力すべきかがきて然るべきものだろう。国連への註文なしに、話がいきなり国連協力の方——イラク征伐にカネだけ出すか、出しすぎてもソリはもらわぬか、いくらか自衛隊も出すべきか、自由に大軍を送れたらどんなに豪邁しいかなど——からはじまつて改憲論に及ぶのも、偏諧的である。

国際貢献はなさざるべからず。しかしその道は無数にあって、その圧倒的多数は派兵を必要と

せず、改憲を必要としない。

第四、何時、誰が、何のために。

それでも「解釈改憲」というものが、なしくまじに行われて、今日に及んだ。そのこじつけと言葉のすり替えには止めどがないように見える。いつそ第九条を改めて自衛隊を合法化し、その規模と任務をはつきりと限定した方が、軍国主義の再発を防ぐのに有効だろう、という考え方もある。

しかし今日改憲を望む人々が強調してきたのは、まず「押しつけ」論、次は「国際貢献」であつて、軍拡の歴止めではない。「解釈改憲」で軍拡を進めてきた同じ権力が、軍拡を抑制する「改憲」を行うだろうという期待は現実的でない。憲法のこじつけ解釈には、さすがに後ろめたさが伴うが、改憲は公然と、明らかに、軍国日本を再建するための道をひらくことになるだろう。

改憲は議会の決議による。周知のようにワイロ・ウラ金・脱税・利権で国民の政治不信が戦後の頂点に達した今この時は、議会が改憲を決議するのに適当な時期であろうか。当面の急務は、おそらく改憲ではなくて、積年の腐敗の体系を、少くともいくらか本質的に淨化することであろう。

改憲は、つまりところ日本国民の意志による。国民の意志決定は、改憲が日本国をどこへ導くかを国民が十分に知った上で行われなければならぬ（いわゆる informed consent）。その条件がなく、それでも国民の半数が改憲を望まぬときに、世論を操作して改憲を企てるのは、民主主

義の原則に反するだろう。

以上の理由により、私は日本多くの市民と共に、またおそらくアジアの人民の大多数と共に、⁷²日本の国際貢献が軍事的でもない人道的援助がよりのである。

(93・3・24)

DOCUMENT 2

高 知 県 連 市

支 史 路 に 立 つ 平 和

義 美 首 相 戰 後 体 制 脱 却 狙 う

安倍晋三首相は集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定後初めての終戦の日を迎えた15日、政府主催の全国駿馬追悼式の式辞で「平和」への誓いをアピールした。今後、来年の戦後70年に合わせた首相談話と自民党総裁選をにらみ、第1次政権から掲げる「戦後システム体制)からの脱却」を図る狙いだ。不戦を誓つた終戦から69年。戦争放棄を掲げる日本独自の「平和主義」路線は岐路を迎えている。

アジア太平洋地域の安全 15日の追悼式の式辞で「不
保険環境が変貌する中、首戦の誓い」に触れるところは
相は「日本をどう守つていなかつた」。

くか」に主眼を置く。来年 従来、首相式辞は歴史認
の通常国会では集団的自衛権を対外的に発信するため
権を行使するための安保関 アジアへの加害責任と反省
連連制の整備を進める方針に踏み込み、「日本が再び
だ。「悲願」の憲法9条改憲国主義に走るのでは」と
正を極めに、長期政権への近隣の懸念払拭(ふつし
道筋も描く。来秋の自民党 よく)に努めてきた。

総裁選に向け、石破茂幹事 政権幹部は、安倍首相の
長の処遇を含め、今年9月 式辞に關し「あくまで国内
の内閣改造が当面の政権運 向けの懸念」と説明する。
嘗を占う機となる。

首相は昨年に続き式辞で流されず、日本の誇りを守
アジアへの加害責任に言及する」(周辺)との強い思い
しない一方、15日の壇上神 があるのは間違ひなし。
社参挙を見送った。歴史認 代わつて強調するのは
識問題を理由に、対日非難 「平和」という言葉だ。首
を繰り返す中韓両国との関相の掲げる「積極的平和主
係は局面転換へ正念場だ。義」を反映したものだ。

1月の北京でのアジア太 「一国だけで平和を守れな
平洋経済協力会議(APEC)」(首相)として集団的
C)首脳会議は両国首脳と 自衛権行使容認による安保
個別会議するチャンス。逃 政策の転換を主導した経緯
せは対立と不信の連鎖を断 もある。

つ機運は遠のきかねない。野党議員は「『平和』を
「恒久平和に」である限 ある。首相は『不戦』は使
り貢献する」。安倍首相は えないのだろつ」と指摘す

69年 消えた「不戦の誓い」

る。憲法の平和主義を委質
させることの声は根強い。